

大田市薬学生奨学金の手引き

〔Ⅰ〕 奨学金の概要

1 制度の目的

大田市立病院で、将来薬剤師業務に従事する意思のある薬学生に対し、奨学金を貸与することにより、薬剤師の確保を図ります。

2 対象

当院で、将来薬剤師業務に従事する意思のある全国の薬学部生（5年生又は6年生）を対象とします。

3 貸与額及び貸与期間

(1) 貸与額

月額 100,000 円

(2) 貸与期間

本人の希望により、5年生から6年生までの2年間、または5年生、6年生のいずれか1年間のみ貸与します。ただし、正規の修業年限を超えることはできません。

例) 5年生から2年間貸与決定した場合で、1年留年したときは、留年した年度は貸与しますが、3年目は貸与しません。

〔Ⅱ〕 返還の免除

1 免除要件

大学の薬学課程を修了した日から原則として2年以内に薬剤師免許を取得し、その後直ちに、貸与期間に相当する期間、引き続いて当院で薬剤師業務に従事した場合、貸与金全額の返還が免除されます。

[具体的には]

- ・ 大学卒業年次に薬剤師国家試験に不合格となり、その次の年も不合格となった場合は、返還になります。
- ・ 1年間貸与された場合、薬剤師免許を取得した年の4月から起算して1年間当院で薬剤師業務に従事することにより、返還を免除します。

2 従事期間の計算

返還の免除に係る従事期間の算定では、当院の職員となった日の属する月から、当院の職員でなくなった日の属する月までの、月単位で計算します。

なお、従事期間を算定する場合において、当該期間中に次の各号に掲げる期間があるときは、その開始の日の属する月からその終了の日の属する月までの月数を除きます。

- (1) 休職（薬剤師業務に起因する休職を除く。以下同じ。）又は停職の期間

(2) 薬剤師業務を行わないで研修または研究に従事する期間

〔Ⅲ〕 返還

1 返還事由

以下のいずれかに該当した場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月末日までに、貸与を受けた奨学金の全額を一括返還しなければなりません。

- ・退学したとき
- ・心身の故障のため大学の薬学課程を修了する見込みがなくなったとき
- ・学業成績が著しく不良となったと認められるとき
- ・当院の薬剤師業務に従事する意思がなくなったことにより、奨学金の貸与を辞退したとき
- ・大学の薬学課程を修了した日から2年以内に薬剤師免許を取得しなかったとき(卒業した年に薬剤師国家試験が不合格となり、次回の国家試験でも不合格となったとき)
- ・業務上の事由によらない死亡、又は心身の故障により薬剤師業務に従事できないとき
- ・その他、管理者が必要と認めたとき

2 返還の時期・方法に関する特例

上記1にかかわらず、管理者が特に必要と認めたときなどは、返還の時期及び方法(事由が生じた日の翌月末日までに、一括返還)について、特例を受けることができます。

特例を受ける場合、返還は1回払い(支払期限は、返還事由が生じた日から起算して3ヶ月以内)、年賦、半年賦もしくは月賦の均等返還によるものとしますが、均等返還の期間は貸与期間を超えることができません。

また、納入通知書にある返還期限に遅れた場合には、別途延滞金(原則として年利14.6%)が必要となります。

※ 返還の免除となる条件に該当しない可能性がある場合は、できるだけ早く担当者にご相談ください。

〔Ⅳ〕 貸与の手続き

1 貸与の決定

貸与申請書の受付後、日程調整をして面接を行い(面接日時・場所については、個別に連絡をします)、すべての方の面接が終了した後に、面接及び志望理由書その他の書類から評定を行い、適格性が高いと判断した方から貸与者の決定をします。

- ・申請者すべての方に対して、結果を通知します。
- ・個人の評定結果は、大田市個人情報保護条例(平成17年条例第11号)の規定に基づき、一定期間、口頭でお知らせできます。詳細については、結果の通知の際にお知らせします。

2 奨学金の交付申請、交付決定

貸与決定となった方には、決定通知書のほか、奨学金の交付に必要な次に掲げる書類をお送りしますので、必要事項を記入のうえ、提出をお願いします。

【提出書類】

①薬学生奨学金交付申請書（様式第3号）

②被貸与者本人の口座振替申出書

注1)インターネットバンクは、大田市の会計の都合上利用できません。

注2) 通帳の氏名のページのコピーを添付してください。

口座名義（カタカナ）や番号に誤りがあると入金できなくなります。確認のために必要ですので提出をお願いします。

※上記の書類が提出された後に、交付決定を通知するとともに、申し出の口座に入金します。（入金日は、交付決定の際にお知らせします。）

3 奨学金の2年目以降の交付

2年目以降の交付を受ける場合は、前年度の3月中に、毎年度、次年度の交付申請についてのお知らせを行い、次に掲げる書類をお送りしますので、必要事項を記入のうえ、提出をお願いします。（2年目の交付にあたって、改めて審査を行うことはありません。）

【提出書類】

①薬学生奨学金交付申請書（様式第3号）

②大学長の在学証明書

※4月1日以後の日付のもので、在学する学年が記載されたものを提出してください。

③その他 住所変更など連絡先変更届け（該当者のみ、様式任意）

※上記の書類が提出された後に、交付決定を通知するとともに、申し出の口座に入金します。（入金日は、交付決定の際にお知らせします。）

4 借用証書の提出

貸与期間が満了したときに、借用証書を提出していただきます（収入印紙とともに連帯保証人の印が必要です。）。時期が来たら、様式をお送りしますので、指定された提出期限までに提出をお願いします。

〔V〕 卒業後の手続き

1 返還の免除までの期間に必要な手続

提出いただく様式については、前年度の3月中に、ご自宅にお送りするか、もしくは大田市立病院でお渡しします。

(1)卒業したとき

大学を卒業したときは、①～④を4月30日までに提出してください。

① 薬学生奨学金返還猶予申請書（様式第9号）

② 卒業証書の写し又は卒業証明書

③ 薬剤師免許証の写し

※4月30日までに薬剤師免許証の写しの提出が間に合わない場合は登録済証明書の写しを提出してください。その後、薬剤師免許証が交付され次第、写しを提出してください。

(2)卒業後2年目

卒業後2年目の4月30日までに次に掲げる書類を提出してください。また、住所が変更になった場合には、その都度、②の書類を提出していただきますようお願いいたします。

- ① 薬学生奨学金返還猶予申請書（様式第9号）
- ② 連絡先の変更等の届け（様式任意）

(1)又は(2)の文書を提出いただいた後、返還猶予決定通知書をお送りします。

2 返還の免除申請

返還免除に必要な期間の勤務が終了した場合には、次の書類により返還免除の申請をしていただきます。

提出いただく様式は、大田市立病院でお渡しします。

- ①薬学生奨学金返還免除申請書（様式第10号）

①の文書を提出いただいた後、返還免除決定通知書をお送りします。

3 その他届け出が必要な事柄

貸与期間中及び返還免除に係る業務従事の期間中に、次に掲げる事項に該当した場合には文書による届出をしていただくこととなりますので、まずは電話、メール等により担当者まで連絡をしてください。

- ① 氏名又は住所を変更したとき
- ② 退学し、休学し、停学の処分を受け、又は復学したとき
- ③ 心身の故障のため大学の薬学課程を修了する見込みがなくなったとき
- ④ 連帯保証人が氏名、住所又は電話番号を変更したとき
- ⑤ 連帯保証人を変更したとき
- ⑥ 奨学金の貸与を受けることを辞退しようとするとき

〔VI〕 個人情報の取扱い

本奨学金では、個人情報を以下の目的で使用するために収集しており、それ以外の目的に使用することはありません。

- ①奨学金の受付、審査、貸与決定、交付等に関する事務の実施
- ②奨学金貸与者の現況確認、返還猶予、返還免除、返還等に関する事務の実施
- ③大田市の薬剤師確保対策等行政施策の推進のための資料作成等（個人が特定できないように処理します。）

■よくある質問

Q 1 貸与の申請をすれば、必ず貸与を受けることができますか。

A 1 審査を行いますので、応募状況等により、申請されても貸与が受けられない場合があります。

Q 2 連帯保証人については、何か要件がありますか。

A 2 連帯保証人は、独立の生計を営む者が1名必要です。
申請者の親族を充てることも可能です。ただし、配偶者は除きます。

Q 3 貸与期間の「正規の就業年限を超えることはできない」とは、具体的にはどういうことですか。

A 3 5年生から貸与を受けた場合には、2年間貸与を受けることができます。途中で留年をした場合にも、貸与を受けることができるのは2年間です。また、6年生のときから貸与を受けた場合の貸与期間は、1年間です。

なお、貸与を受ける前に留年した年数については、貸与期間の算定には含まれません。

Q 4 国家試験に不合格になった場合は、どうなりますか。

A 4 大学の薬学課程を修了した日から2年以内に薬剤師免許を取得しないときは、返還となります。

薬剤師免許の交付日は4月ですので、翌年の国家試験に合格しない場合返還となります。